

## 生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）

ご自身の介護予防、健康の維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがいつくりを目的とした活動のことです。

### ◆対象者

市内在住の65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）

### ◆対象となる活動

市が認めた介護予防事業	いきいき体操教室参加者 （代表者、シール管理者、会場設営の手伝い、補助も含む）	
市が認めた健康づくり活動	各種介護予防教室	
	シルバーサポーター（きらりんの条件を満たしていない方）	
生きがいつくり活動	サロン参加者 （代表者、シール管理者、会場設営の手伝い、補助も含む）	
	シニアクラブ参加者 （代表者、シール管理者、会場設営の手伝い、補助も含む） 第2層協議体への参加 （新たに参加を希望する方は、入門講座の受講が必要） はつらつ館行事参加 公民館の活動（高齢者学級）	
シルバーサポーターとしての活動の一部 （きらりんサポーター活動に含まれないもの）	シルバーサポーター研修会参加	全12回の研修会のうち1回の参加ごとに1ポイント
	シルバーサポーター養成講座参加	1コースの講座のうち1回の参加ごとに1ポイント

	いきいき 体操教室 参加	参加者の見守りや声掛け、手助け。他のシル バーサポーターの体操、レクリエーションの 補助
		舞踊、楽器演奏、手品、講話等、芸や特技披 露等、基本的に参加者が見学、視聴するもの を実施
		お茶出し等のお手伝い、調理実習補助・配膳

※表に無い活動については事前にご相談ください。

#### 《取消しの要件》

- ①矢板市外へ転出したとき
- ②矢板市介護保険第1号被保険者でなくなったとき（死亡を含む）
- ③本人から、登録抹消の申し出があったとき
- ④故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- ⑤不正な行為を行ったと認められるとき

#### ※手続の方法

にこにこメイト活動登録後に、①～③に該当した場合は、速やかに「にこにこメイト活動手帳」を返還してください。

- ④、⑤に該当した場合は、登録者に通知いたします。